

老人保健制度で医療を受けている人へ

平成20年4月から後期高齢者医療制度へ変更

老人保健制度は平成20年3月31日で廃止

高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢者の独立した医療制度「後期高齢者医療制度」が開始されます。

●問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口）☎32-2071
または各支所市民生活課

制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、県内すべての市町村が加入する「岡山県後期高齢者医療広域連合」が行います。

広域連合：被保険者の認定、保険料の決定、給付など後期高齢者医療制度の運営全般を行います

津山市：後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収、各種申請・届出の受付、被保険者証の交付などの窓口業務を行います

対象となる人（被保険者）

①75歳以上の人全員

②65歳以上で一定の障害があると認定された人

※健康保険組合や共済組合などの被扶養者の人も対象になります

対象となるとき

①75歳の誕生日当日

②65歳以上で寝たきりなどの一定の障害がある人が、岡山県後期高齢者医療広域連合から認定を受けたとき

給付

これまでの「老人保健制度」と同様の給付が受けられます。

病気やけがで医療機関に掛かる時の自己負担は、原則1割または3割（現役並みの所得のある人）となります。



保険証

対象となる人全員に、新たに「後期高齢者医療制度」の被保険者証が1人1枚交付されます。

保険料

後期高齢者医療制度のすべての被保険者が保険料を納めます。

※これまでは自分で保険料を支払っていなかった健康保険組合や共済組合などの被扶養者であった人も保険料を納めるようになります

決まり方

保険料は、後期高齢者医療制度に加入している被保険者全員で負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

※所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」について7割・5割・2割の軽減措置が受けられます

納付方法

後期高齢者医療制度保険料について、平成20年4月から、**特別徴収（年金からの天引き）**が行われます。

■特別徴収になる人

①被保険者の年金受給額が年額18万円以上であること

②介護保険料と後期高齢者医療保険料の特別徴収予定額の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないこと

この2つの条件に、すべて当てはまる人については、平成20年4月から保険料を、年金から特別徴収されることとなります。

当てはまらない人については、これまでどおり口座振替または市内金融機関窓口での納付をお願いします。

国保保険証の返還

①平成20年4月1日までに75歳以上の人、または65歳以上で老人保健で医療を受けている人 平成20年4月1日からは新しく「後期高齢者医療制度」の被保険者証が岡山県後期高齢者医療広域連合から交付されます。現在お持ちの津山市国民健康保険証については、平成20年3月31日が有効期限となっていますので、平成20年4月1日以降に市担当窓口へ返還してください

②平成20年4月2日以降に75歳の誕生日がくる人、または岡山県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人 誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者証が交付されます。現在お持ちの津山市国民健康保険証については、誕生日または認定を受けた日の前日が有効期限となりますので、市担当窓口へ返還してください